

アイソトープ治療入院のご案内



●お部屋の希望について

第1希望（① 特別室 ・② 浴室付き個室 ・④ 標準病室）

第2希望（① 特別室 ・② 浴室付き個室 ・④ 標準病室）

入院日時	
月 日（ ）	1階 再診受付までお越しく下さい
<input type="checkbox"/> 1. 午前9時30分～午前10時00分	
<input type="checkbox"/> 2. 午後12時30分～午後1時00分	
午後から入院される方は、入院前に昼食をすませてからご来院ください	

*やむをえず病院への到着が遅れる場合は、ご連絡ください（TEL:078-371-3721）

*状況によりご案内する内容が変更になる場合があります

はじめに

放射性ヨウ素内用療法（アイソトープ治療）をうけると、体内から放射線が出ます。ご自身が放射線源となり、尿や便、唾液、汗、涙、吐く息などすべての排泄物が放射線源となります。

体内から出る放射線量は、ご家族など周りの方の健康に害を与えるような量ではありませんが、できるだけ他の方に当たる放射線量を少なくすることが必要です。3日間ほど注意して生活することで、他の方への影響をさけることができます。決してこわがったり、心配するような治療法ではありませんのでご安心ください。

アイソトープ服用後は放射線管理上の規制があり、他の方への被曝を防ぐために、**アイソトープ治療専用病室**へ入室していただきます。**アイソトープの服用後は、医師からの許可が出るまでアイソトープ治療専用病室から出られません**。一般病室とは隔離されていますが、普通に入院生活を送ることができます。

周囲への放射線汚染を防ぎ、汚染されたゴミを少なくするため、いくつか注意事項がありますので、このパンフレットをご参照ください。

入院にあたり、不安なこと、心配なこと、医師には聞けなかったこと、疑問点などがございましたら、3階インフォメーションにお気軽にお問い合わせください。電話での医療相談も行っていますので、どうぞご利用ください。

受付時間	連絡先
月～土（第2土曜日は除く） 午後1時30分～午後4時30分	078-371-3721



1 入院前の準備

入院日の指定された時間帯に、1階 再診受付（病院の休日の場合は4階 病棟受付）までお越しください。入院手続きには次のものが必要ですのでお持ちください。

入院手続きに必要なもの
<input type="checkbox"/> 診察券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(または健康保険証) <input type="checkbox"/> 各種受給者証（福祉医療証・公費など） <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証
次の3つの書類は、入院するまでに署名・捺印し、必要事項をご記入の上お持ちください。 <input type="checkbox"/> 入院誓約書 <input type="checkbox"/> 問診票 <input type="checkbox"/> 特別療養環境室利用同意書（有料病室の場合）



診断書作成依頼について

- 院内診断書が必要な方は、入院受付時にお申し出ください。
- 生命保険会社に提出する書類は、退院精算後に1階 書類受付でお預かりいたします。



入院誓約書にある保証人の極度額について

令和2年4月の民法改正により、入院誓約書に記載していただく連帯保証人に対し、“極度額”を明示することが必要となりました。この極度額とは、入院にかかる費用(入院費、差額室料やその他諸料金)について、患者様が支払いをしなかった場合に、連帯保証人が引き受ける保証金額の上限額のことです。連帯保証人が予想を超える過大な責任を負うことがないよう、連帯保証人を守るために民法が改正となりました。当院では、保険種別によって金額を設定しており、入院にかかる費用が極度額として定められた金額を上回ったとしても、連帯保証人に請求する場合は極度額を限度とします。

2 医療相談室のご案内

当院では、医療相談室を設置し、患者の皆様やご家族の方が安心して療養に専念していただけるよう困っていること、不安に思っていること等さまざまなご相談をお受けしております。相談を希望する方は、3F インフォメーションへお申し出ください。
受付時間は月～金 午前9時～午後5時です。

3 入院時の持ちもの

アイソトープ治療専用病室（以下アイソトープ室と表記）へ入室中に着用されていたもの、身体を拭くタオルなど直接接触れるものは、すべて放射性物質に汚染されています。退室時に廃棄していただきますので“捨てるもいいもの”をお持ちください。

- 汚染ゴミを少なくするために、アイソトープ室への**持ち込みは必要最小限**にしてください。
- アイソトープ室の入室前後に有料個室へ入室する方も、アイソトープ室で使用するものは別途ご自身でご用意ください。

入院の時にご用意いただくもの	
<input type="checkbox"/> 1 入院のご案内（このパンフレット）	<input type="checkbox"/> 8 入浴セット（石けん、シャンプーなど）
<input type="checkbox"/> 2 アイソトープ治療の流れ	<input type="checkbox"/> 9 すべらない室内履き
<input type="checkbox"/> 3 室内着（3～4枚）	<input type="checkbox"/> 10 ティッシュペーパー
<input type="checkbox"/> 4 下着類（着替え用も含め数枚）	<input type="checkbox"/> 11 現在服用しているおくすり（14日分）
<input type="checkbox"/> 5 タオル（4～8枚）	<input type="checkbox"/> 12 おくすり手帳（該当があれば）
<input type="checkbox"/> 6 洗面用具（歯ブラシ2本）	<input type="checkbox"/> 13 赤色着色料がついていないアメやガム
<input type="checkbox"/> 7 紙コップ	<input type="checkbox"/> 14 不織布のマスク（入院日数分）

上記3～7のうち、アイソトープ室で利用した分は、退出時に廃棄していただきます。

その他あると便利なもの	
<input type="checkbox"/> 洗濯用洗剤 （においの強いものは控えてください）	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ
<input type="checkbox"/> 雑誌などの娯楽品	<input type="checkbox"/> ハンドソープ
<input type="checkbox"/> ミネラルウォーター	<input type="checkbox"/> カーディガン、ガウンなど上に羽織るもの
	<input type="checkbox"/> 時計

- 唾液、尿、便、血液などの体液が直接接触れる医療器具もアイソトープ室から持ち出せません。あらかじめ該当の医療器具を処方した医師に、アイソトープ室での使用についてご相談ください。アイソトープ室で医療器具を使用する必要がある方は、入院前にご報告をお願いいたします。

【例】吸入薬、シーパップなど

4 入院前の注意事項

- 1. 食物アレルギー対応の給食を提供していますが、他のメニューと同一の厨房で調理します。
重篤なアレルギーを起こしたことがある方は、入院前にお申し出ください。
- 2. 手足の爪の色を観察しますので、マニキュア、ペディキュア、つけ爪、ジェルネイルは入院前に必ず手も足も取ってください。透明のものも不可です。
- 3. 指輪などのアクセサリは、取りはずしできる状態でお越しください。
- 4. 香水や整髪剤、芳香剤、アロマオイル、柔軟剤等、においの強いものは使用しないようにしてください。
- 5. 入院に向けて、うがい、手洗いをして、風邪等の感染予防に努めましょう。
入院時、感染症の罹患や体調の変化があれば、お申し出ください。
- 6. 予防接種はアイソトープの前後 4 週間は避けてください。

5 入院生活でのお願い

患者の皆様が安心して治療に専念できるよう、病院全体で取り組んでおります。患者様の安全の実現のため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

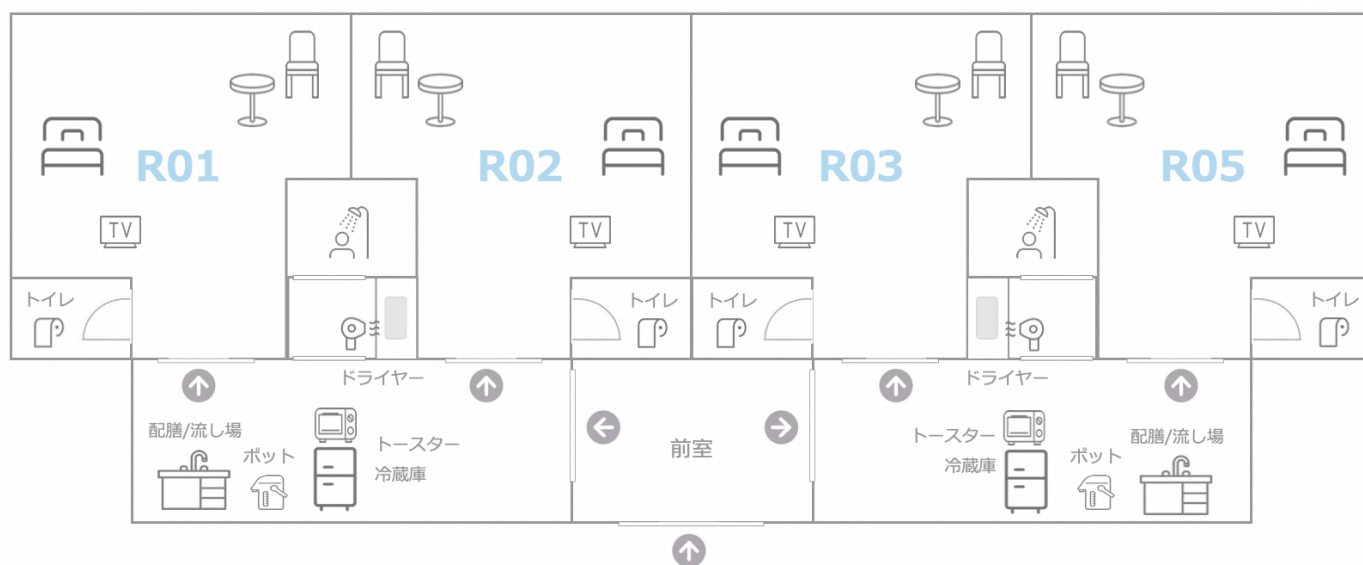
- 1. 入院中は、医師や看護師の指示をお守りください。迷惑行為は固くお断りします。
注意事項にご協力いただけない場合は、入院をお断りさせていただくこともあります。
- 2. 他の入院患者様のご迷惑にならないよう、お互いにご配慮ください。
- 3. 診療上の都合により病室をかわっていただくことがありますので、ご協力ください。
- 4. 携帯電話は医療機器を使用していなければ問題ありませんが、マナーはお守りください。
- 5. 治療上の観点から病室の施錠はできません。
- 6. 入院中は、駐車場のご利用をご遠慮ください。
- 7. 職員に対するお心づけは一切お断りしております。
- 8. 非常口、避難器具などの位置をご確認ください。火災、その他非常災害が発生した場合はスタッフが誘導しますので、指示に従ってください。

6 入院生活での禁止行為

- プライバシー、個人情報保護に反する行為・・・他の患者様や職員のことなど、入院中に知り得た情報を他者にもらすことがないようにしてください。
- 写真や動画の撮影、録音
- 無断外出・外泊
- 公序良俗に反する行為・・・暴言、暴力、威嚇行為、性的嫌がらせ、騒音、器物破損など
- 飲酒（ノンアルコールビールも含む）、喫煙（電子タバコも含む）
- 職員を長時間拘束するなど、円滑な診療や業務を妨害する行為
- 職員に対して文書作成などの強要や執拗な面談要求
- 危険物の持ち込み・・・刃物、火気、発火物など
- 許可のない電気器具の持ち込み

7 アイソトープ室の設備

アイソトープ室にある設備	テレビ	冷蔵庫	ポット	トースター
	シャワー室	洗面所	ドライヤー	



8 アイソトープ室での過ごし方

- 他の患者様とできるだけ接触しないようにしてください。
- アイソトープ室のドアは必ず閉めて、ご自分の部屋で過ごすようにしてください。
- アイソトープ室の窓は、他への被曝を防ぐため開けないでください。
- アイソトープ室のスリッパはすべりやすいので、転倒にご注意ください。
- アイソトープを内服した後は、医師の許可が出るまで退室できません。
内服する前に、必要物品（アメ・水・テレビカードなど）を事前に購入してください。
- はき気がでてきたら、はき気止めを処方するので、スタッフに申し出てください。
- 嘔吐する際は、早めにトイレに行って吐いてください。

9 ナースコール

- ベッドの横にナースコールを設置しています。なにかご用がある場合は、オレンジのボタンを押して、お話ししてください。なにかご用がある場合は、ベッドの横にあるナースコールを利用してください。
- 病室に備え付けのタブレットがあります。スタッフからの連絡はタブレットを通して行います。タブレットの着信音になったら、通話ボタンを押して、応答してください。

10 体温・血圧測定について

病室には、体温計と血圧計があります。毎日午前 10 時に体温と血圧を測定し、お渡しする専用用紙に記載してください。



11 ネームバンドについて

患者誤認防止のため、次の取り組みを行っています。

- 氏名を印字したネームバンドを手首に装着します。
- さらにフルネーム（姓名）を確認します。



12 お食事

- 入院中は“ヨウ素制限食”をご用意します。
- 体調によって、おかゆや、その他の食べやすいものに変更するなど考慮します。
- ワゴンの上に食事が配膳されるので、ご自分のトレイであることを確認してご自分のアイソトープ室で食べてください。
- ペットボトル等の飲み物は、紙コップに移してから飲むようにしてください。
【注】 ペットボトルから飲むと一般ゴミとして処理できなくなってしまいます。
- 残飯（生ゴミ）は生ゴミ乾燥機に入れてスタートボタンを押してください。
- 食器は、軽くすすいだ後、食洗機に入れて洗ってください

朝食	午前 8 時
昼食	午後 12 時
夕食	午後 6 時



13 テレビ

- テレビはプリペイド式です。テレビを利用する場合は、4階・5階の食堂・談話室1に設置している販売機でテレビカードを購入してください。販売機は1,000円札のみ使用可能です。
- 1枚1,000円で、1,000分（16時間40分）利用可能です。
- 精算機は4階の食堂・談話室1に設置しています。

14 シャワー

- シャワー室の利用は1日1回、午前9時から午後5時までです。
- タンクの容量に限りがあるのでシャワーの節水にご協力ください。
- 利用する際は、カギをかけてください。
- 【入院日】 シャワーの利用を希望する場合、内服前に病棟のシャワー室の予約が必要です。
- 【残量測定の前日】 必ずシャワーをしてください。
- 【退室日】 一般病室に移動してからシャワーをしてください。病棟のシャワー室を利用する場合、最終時間での予約をおとりください。

15 トイレ

- トイレに入るときは、衛生管理および放射性物質の汚染拡大防止のため
必ずトイレ用のスリッパにはきかえてください。
- トイレの床にあるシートは、動かさず利用してください。
- 男性の方も必ず便座に座ってください。
- 利用後に水を流すのは1回で大丈夫です。

17 携帯電話、スマートフォン

携帯電話、スマートフォンをお使いいただけます。ただし、お渡しする専用の袋に入れた状態で使用するようになしてください。



18 Wi-Fi

病室では、スマートフォンやタブレット端末など、お手持ちの無線 LAN(Wi-Fi)対応機器から無線 LAN(Wi-Fi)のインターネット接続を無料にご利用いただけます。アクセスポイント (SSID) とパスワードは入院時にご案内します。

19 アイソトープ室からの退室

- 内服 48 時間後に体内に残っている放射線量を測定します。
- 医師から退室の許可が出れば、一般病室へ移動します。
- アイソトープ室で使っていた下記の内容は捨てていただきます。お渡しする白いゴミ袋に入れて、袋の口を結んでおいてください。ゴミの分別・削減にご協力をお願いします。

①	パジャマ	②	室内着	③	下着
④	靴下	⑤	タオル	⑥	歯ブラシ
⑦	使用後の紙コップ	⑧	唾液のついたもの		

- 退室する際にはアイソトープ室で着ていたものとは別の室内着に着替えてください。
- 退室したら再度入室できませんので、忘れものがないようご注意ください。

20 退院の手続きとお支払い

- 退院日は、看護師の指示に従ってください。
- 入院費は疾患や入院期間によって変動します。預かり金から追加や返金が発生します。
- 退院時に精算しますので、「預かり証」をご提出ください。
- 請求書を病室へお持ちしますので、1階会計でお支払いください。



医療費の支払義務

当院で受けた医療に基づき請求された医療費は、必ず外来受診当日、または退院日、もしくは当院が指定する期日までに支払う義務があります。やむをえず医療費が未払いとなった場合は、外来受診前に必ず精算するようご案内します。

21 退院後のご注意

- 「アイソトープ治療の流れ」に記載されている「退院後の注意点」を参照してください。
- アイソトープ服用後、約3か月は炎感知の火災報知器や盗難防止のセンサーなどに誤作動が起きる可能性があります。飛行機など利用の際は、搭乗前にアイソトープを服用していることを申し出てください。退院時に“**アイソトープ治療証明書**”を発行しますので、携帯するようになしてください。

22 次回予約について

- 次回の外来受診の予約は、退院前に看護師からご案内します。
- 受付時間は午前8時30分～午後5時（病院の休日を除く）です。

23 医療費の自己負担額を減らす制度のご案内

加入している健康保険であらかじめ「**限度額適用認定証**」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、1 か月の支払額が自己負担限度額までの支払い済み、一時的な費用負担が軽くなります。自己負担限度額は、保健医療機関や保険薬局ごと、同じ病院でも入院と外来は別で、それぞれ算定します。

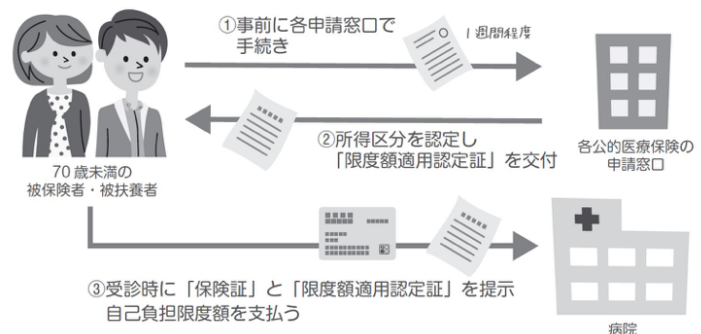
年齢や所得に応じて、支払う医療費の上限が定められており、いくつかの条件を満たすことで、さらに負担を軽減する仕組みも設けられています。ただし、入院時の食事代や差額室料など、保険が適用されない費用は対象になりません。

限度額適用認定証を申請するには

限度額適用認定証をご利用いただくには、**ご自身が加入している健康保険の窓口**に申請する必要があります。

手続き、自己負担額などの詳細については、各公的医療保険の申請窓口にお問い合わせください。なお、認定証の交付には1週間程度かかる場合がありますので、日程に余裕をもって手続きするようにしてください。

保険者の種別	申請する保険者窓口
国民健康保険	市役所の保険年金課窓口
社会保険、協会けんぽ	協会けんぽの 各都道府県支部の窓口
健康保険組合、共済組合保険	各職場の担当窓口



マイナンバーカードはお持ちですか？

マイナンバーカードを保険証として使用する場合は**申請が不要**です。受付にある“顔認証付きカードリーダー”で手続きすると、限度額が適用されます。

顔認証付きカードリーダーにタッチするだけ！



限度額情報を提供しますか。

24 入院費について

入院費は、保険の種類により自己負担額が異なります。差額室料が発生するお部屋に入院される場合、お部屋代は入院費と別で自己負担となり、保険は適用されません。

入院案内時にお渡しする「入院費の振込について」に記載された振込期限日までに**預かり金**の振込をお願いいたします。振込ではなく、入院前に直接1階会計にお支払いされる場合は現金のみで各種カードはご利用いただけません。

預かり金について

当院では限度額適用認定証の区分に合わせた預かり金を設定しています。

預かり金のご入金を確認できましたら、入院時の手続きの際に、「預かり証」をお渡しいたします。預かり証は精算時に必要ですので、大切に保管しておいてください。

入院までに預かり金をご用意いただけない場合は、入院延期となることもありますのでご了承ください。

預かり金にお部屋代は含まれておりません。差額室料が発生するお部屋に入院される場合は、お部屋代も合わせた金額をお預かりいたします。

保険診療での預かり金

限度額適用認定証の提示がない場合は、保険の種類による負担額でのお支払いとなります。

限度額適用認定証を申請せずに従来通り3割負担で入院費を支払った場合でも、加入している保険者に高額療養費の申請をすることで、払い戻しを受けることができます。

くわしくは公的医療保険の申請窓口にお問い合わせください。

3割負担で支払う場合	30万円
------------	------



限度額適用認定証の提示がある場合の預かり金

70歳未満の方			
所得区分	標準報酬月額	報酬月額（目安）	預かり金の金額 （食事療養費も含む）
ア	83万円以上	81万円以上	26万円
イ	53万～79万円	51万5千～81万円未満	23万円
ウ	28万～50万円	27万～51万5千円未満	15万円
エ	26万円以下	27万未満	12万円
オ	市区町村民税非課税者等		8万円

- 基本給や各種手当なども含めた4月から6月の収入により所得区分は変わります。

70歳以上の方		
所得区分	標準報酬月額	預かり金の金額 （食事療養費も含む）
現役並み所得者 Ⅲ	83万円以上（高齢受給者証3割負担の方）	26万円
現役並み所得者 Ⅱ	53万～79万円（高齢受給者証3割負担の方）	23万円
現役並み所得者 Ⅰ	28万～50万円（高齢受給者証3割負担の方）	15万円
一般所得者	26万円以下	12万円
低所得者 Ⅱ	市区町村民税非課税者等	6万円
低所得者 Ⅰ		4万円

- アイソトープ室へ入室する前後に、特別病室を希望する場合は、次のページにある料金が追加になります。
- 料金についてご不明な点がございましたら、1階受付にお問い合わせください。

25 特別病室について

- アイソトープ治療日の前に入院する場合や、アイソトープ室から退室後に、特別病室（差額室料がかかるお部屋）を希望する場合は、預かり金に下記の差額室料も合わせた金額をお振り込みください。
- 個人で加入している医療保険の中には、お部屋代の補償がついているプランもありますので生命保険会社に入院する旨を連絡し、契約内容や診断書の所定用紙がないかについて、ご確認することをお勧めいたします。
- 特別病室についてくわしくは別紙をご参照ください。

特別病室の種類	部屋数	1日につき（税込）	1週間以内の入院予定の差額室料
① 特別室	2室	20,000円	40,000円
② 浴室付き個室	13室	12,000円	24,000円
③ 標準病室 A	1室	3,000円	6,000円

* 第1希望の病室にならない場合のみ、入院2日前に電話連絡します。

26 医療費助成をご利用の方の預かり金

- 福祉医療費助成制度をご利用の方は、各種制度で定められた上限金額を考慮した預かり金で算定しますので、必ず医療受給者証をご提示ください。
- 特別病室（差額室料がかかるお部屋）の料金は助成対象外です。
入室を希望する場合は、預かり金に差額室料も合わせた金額をお振り込みください。

助成区分		預かり金
高齢期移行者医療費の助成 重度障がい者医療費の助成 高齢重度障害者医療費の助成	ひとり親家庭医療費の助成 こども医療費の助成 乳幼児医療費の助成 小児慢性特定疾病 など	負担金 + 1万円
生活保護・原子爆弾被爆者・水俣病総合対策医療事業		0円

